

2024年3月24日（日）
医療・介護従事者のための新興感染症感染予防講座

講義Ⅱ 感染症対策の実際

札幌医科大学附属病院 感染制御部
感染管理認定看護師
中江 舞美

本日の内容

- 社会福祉施設の特徴
 - 新興・再興感染症
 - 標準予防策

 - 演習：アルコール手指消毒薬による手指衛生と個人防護具の着脱
- 

令和6年度介護報酬改定

□ 高齢者施設等に感染症対応力の向上を図る目的

高齢者施設等感染対策向上加算 (I)

10単位/月 (新設) **高齢者施設等**



- 感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保すること
- 協力医療機関等との間で、感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること

第二種協定指定医療機関等との連携

院内感染対策に関する研修又は訓練に年1回参加



3年に1回以上
実地指導を受ける



医療機関等



- 第二種協定指定医療機関 (新興感染症)
- 協力医療機関等 (その他の感染症)

- 診療報酬における感染対策向上加算若しくは外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会



医療機関等

- 診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関

高齢者施設等感染対策向上加算 (II)

5単位/月 (新設) **高齢者施設等**




社会福祉施設の特徴



社会福祉施設

社会福祉施設	福祉施設の種類
老人福祉（保健）施設	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設 等
障害者支援施設	身体障害者福祉センター、補装具作成施設、視聴覚障害者情報提供施設、心身障害者福祉作業所／心身障害者小規模福祉作業所 等
婦人保健施設	
児童福祉施設	母子生活支援施設、乳児院、助産施設、児童養護施設 等
精神障害者社会復帰施設	就労支援施設 等
生活保護施設	宿泊提供施設、救護施設、医療保護施設、更生施設 等
その他の施設	隣保館、老人憩いの家 等

老人福祉（保健）施設・利用者の特徴

- 高齢者の集団生活の場
 - 症状は安定しているが、基礎疾患を持っている利用者が入所し、抵抗力、身体機能の低下を認めることがある
 - 認知症や身体障害など日常生活の介助が必要
 - 集団での食事や、集団レクなど、集団で過ごす場面が多い
 - 施設全体が生活の場であり、二次感染を起こしやすい生活パターンがある
 - 感染しても、症状が顕在化しにくいことがある
 - 医師や看護師などの配置義務がない施設区分もある
- 

自施設の特徴を考えてみてください

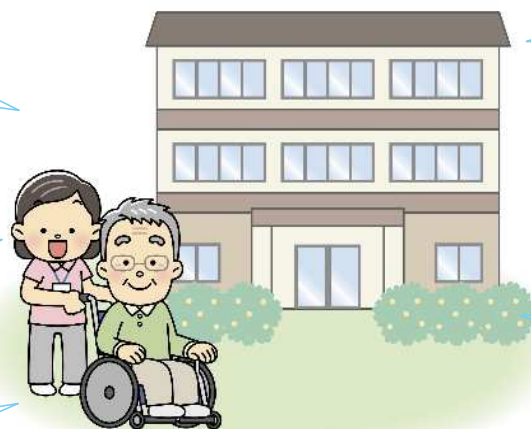
身体的ケアが必要な
利用者が多い

認知症の
利用者が多い

利用者がマスク着用や
手洗いが十分にできない

通所の利用者がいる

個室が少ない



新興・再興感染症



新興・再興感染症

- 新興感染症

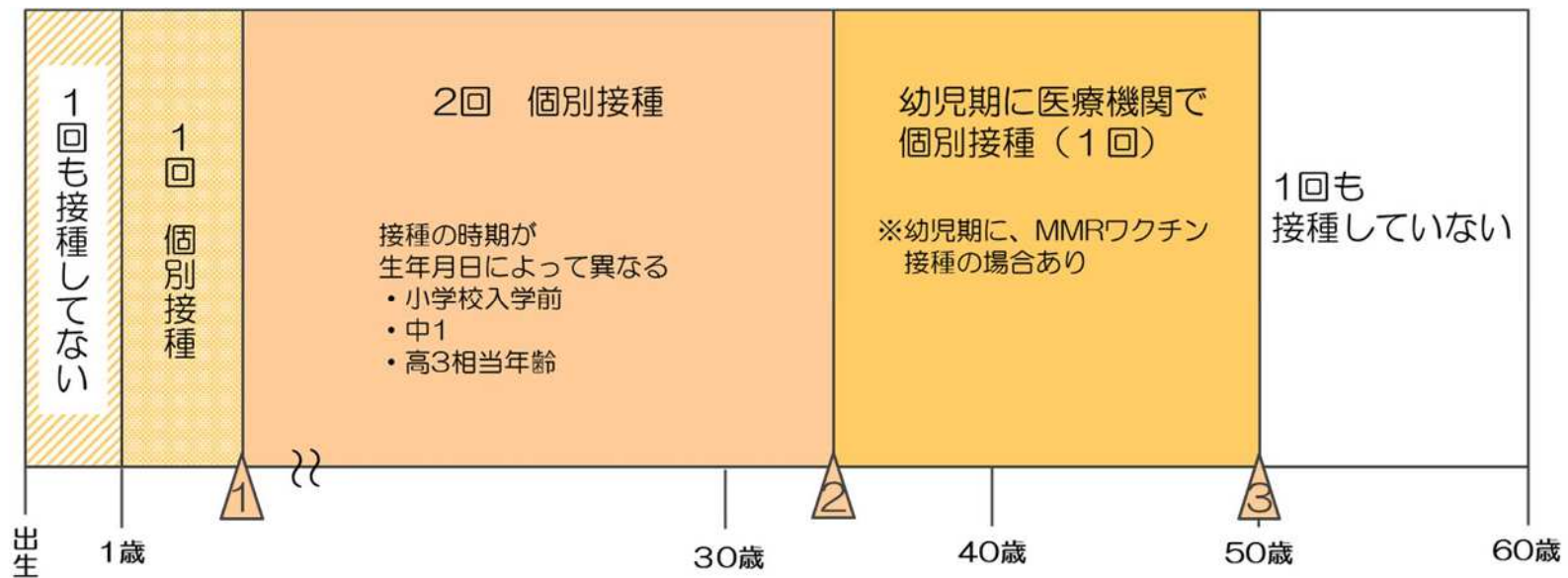
新しい病原体による感染症

- 再興感染症

予防接種や治療薬などにより一度は、患者が激減したが、
病原体や環境の変化に伴い再流行した感染症の総称

ご自分のワクチン接種歴わかりますか？

□ 麻疹ワクチン接種（1978年10月より定期接種開始）



1 6歳（2017年4月2日生）

2 33歳（1990年4月2日生）

3 50歳6か月（1972年10月1日生）

日本ワクチン産業協会 予防接種に関するQ & A集より一部改編（年齢は、2023年3月1日時点）

基本再生産数 (R_0)

□ 基本再生産数

1人の感染者が周囲の免疫を持たない人に感染させる（再生産する）

2次感染者の数

疾患名	R_0
水痘（水ぼうそう）	8~10
麻疹（はしか）	16~21
風疹（三日ばしか）	7~9
流行性耳下腺炎（ムンプス、おたふくかぜ）	11~14
インフルエンザ	3~4




介護施設・事業所における
新型コロナウイルス
感染症発生時の

業務継続ガイドライン

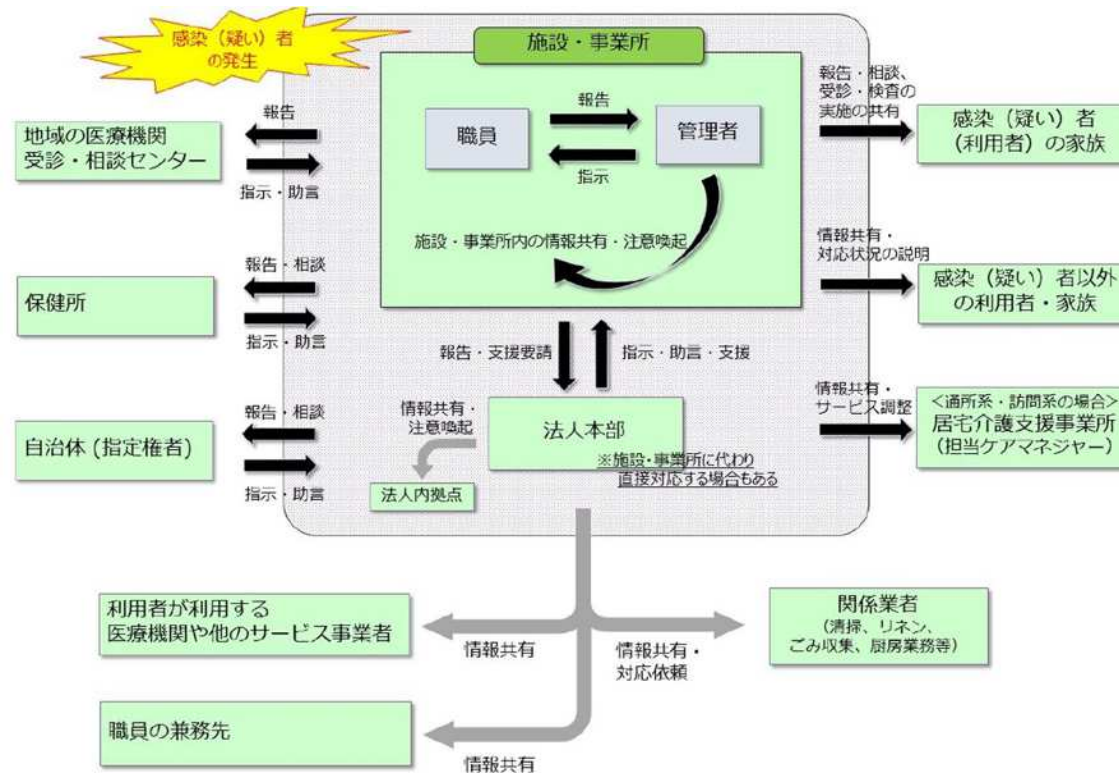
厚生労働省老健局

令和2年12月

平時からの対策

- 情報収集
 - 組織体制構築
 - 診療継続計画（business continuity plan, BCP）策定
 - 個人防護具の備蓄
 - 訓練の実施
- 

感染者（疑い）発生時の報告・連絡体制



令和6年度介護報酬改定

業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

告示改正

- 感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するため、業務継続計画が未策定の際は、基本報酬を減算する。 <経過措置1年間(※)>

全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）

【単位数】

業務継続計画未策定減算

施設・居住系サービス	所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算（新設）
その他のサービス	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

(※) 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

【算定要件】

感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が策定されていない場合

介護現場における （施設系 通所系 訪問系サービスなど） 感染対策の手引き

第3版

厚生労働省老健局
令和5年9月

目次

第Ⅰ章 総論	1
1. はじめに	2
2. 感染対策の重要性	4
1) 基本的理解	4
2) 感染対策の基礎知識	5
3) 介護・看護ケアと感染対策	24
4) 利用者の健康管理	28
3. 介護サービス提供における関係法令	34
1) 感染症法	34
2) 介護保険法	34
4. 介護施設・事業所における感染管理の体制づくり	35
1) 管理者の役割	35
2) 職員の役割	36
3) 市町村の役割	37
4) 保健所の役割と連携	37
5) 都道府県の役割	37
6) 感染対策のための指針・マニュアルの整備	37
7) 職員研修の実施	40
8) 施設・事業所内の衛生管理	42
9) 介護施設における感染管理体制（感染対策委員会）	47
5. 職員の健康管理	51
1) 日頃の健康管理	51
2) 感染症流行時の健康管理	54
6. 感染症発生時の対応	55
1) 介護施設・事業所における感染症の発生状況の把握と対応	57
2) 感染拡大の防止	58
3) 行政への報告	62
4) 関係機関との連携等	63
第Ⅱ章 感染症各論	66
1. 感染症法の概要	67
2. 新型コロナウイルス感染症	70

3. インフルエンザ	94
4. 感染性胃腸炎	97
5. 結核	103
6. 脳管出血性大腸菌	106
7. レジオネラ症	108
8. 疥癬（かいせん）	110
9. 菌毒性肺炎	114
10. B型肝炎	116
11. 薬剤耐性感染症	117
12. 帯状疱疹	119
13. アタマジラミ	120
14. 偽膜性大腸炎	121
15. 蜂窩織炎（ほうかしきえん）	122
16. 尿路感染症	122
第Ⅲ章 参考	123
1. 関係法令・通知	124
2. 入所者の健康状態の記録（書式的）	126
3. 参考資料	128
4. 参考ウェブサイト	139

この手引きは、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル（平成31年3月改訂）」や「介護現場における感染対策の手引き第2版（令和3年3月）」および今後の新型コロナウイルス感染症における事務連絡等を踏まえて、介護現場向けに作成したものです。

【コラムの掲載箇所】	
◆【認知症の利用者への対応】突然の発症対応で「あはたしなめない」ための準備	33
◆【認知症の利用者への対応】災害時の感染/避難防止の対応	33
◆【職員の健康管理】感染症流行時の職員のメンタルヘルズ	53
◆【保健所や市町村とのコミュニケーション】人権尊重や風評被害の発生防止のための覚悟（新型コロナウイルス感染症を題材として）	64
◆【新型コロナウイルス感染症を題材として】自治体との連携	64
◆【新型コロナウイルス感染症を題材として】個人情報の保護と共有の整理	93
◆【新型コロナウイルス感染症を題材として】発生時にも見逃した医療介護従事者の健康	93
◆【新型コロナウイルス感染症を題材として】日頃の感染対策の重要性を再認識！	93

保育所における感染症対策ガイドライン
(2018年改訂版)

こども家庭庁

2018(平成30)年3月

(2023(令和5)年5月一部改訂)

<2023(令和5)年10月一部修正>

本ガイドラインは、厚生労働省において作成されたものですが、
厚生労働省からこども家庭庁への事務の移管に伴い、こども家庭
庁において一部改訂を行いました。

目次

1. 感染症に関する基本的事項	1
(1) 感染症とその三大要因	1
(2) 保育所における感染症対策	1
(3) 学校における感染症対策	3
2. 感染症の予防	6
(1) 感染予防	6
ア) 感染源対策	6
イ) 感染経路別対策	8
ウ) 感受性対策(予防接種等)	18
エ) 健康教育	24
(2) 衛生管理	27
ア) 施設内外の衛生管理	27
イ) 職員の衛生管理	30
3. 感染症の疑い時・発生時の対応	34
(1) 感染症の疑いのある子どもへの対応	34
(2) 感染症発生時の対応	35
(3) 罹患した子どもが登園する際の対応	36
4. 感染症対策の実施体制	37
(1) 記録の重要性	37
(2) 医療関係者の役割等	38
ア) 嘱託医の役割と連携	38
イ) 看護師等の役割と責務	38
(3) 関係機関との連携	39
(4) 関連情報の共有と活用	40
(5) 子どもの健康支援の充実	41
コラム：新型コロナウイルスにおけるエアロゾル感染について	17
新型コロナウイルスワクチンについて	23
新型コロナウイルス感染症について	31
別添1 具体的な感染症と主な対策(特に注意すべき感染症)	42
別添2 保育所における消毒の種類と方法	72
別添3 子どもの病気 ～症状に合わせた対応～	75
別添4 医師の意見書及び保護者の登園届	82
参 考 感染症対策に資する公表情報	87
関係法令等	99
「保育所における感染症対策ガイドライン一部見直し検討会」開催要綱	111

標準予防策って何？

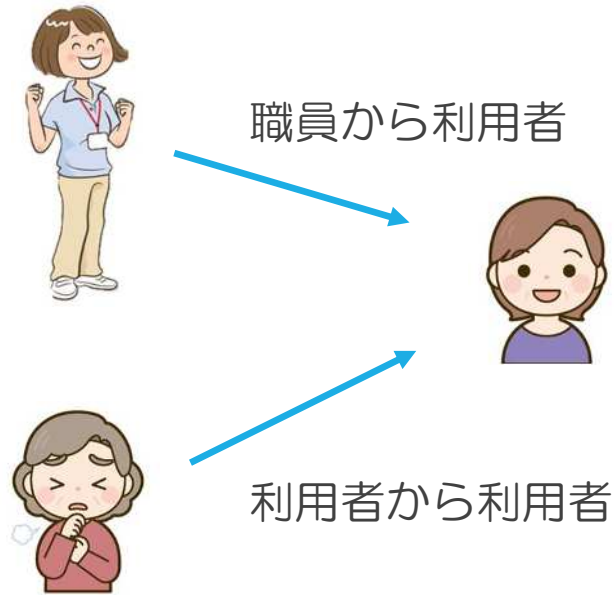


感染とは？

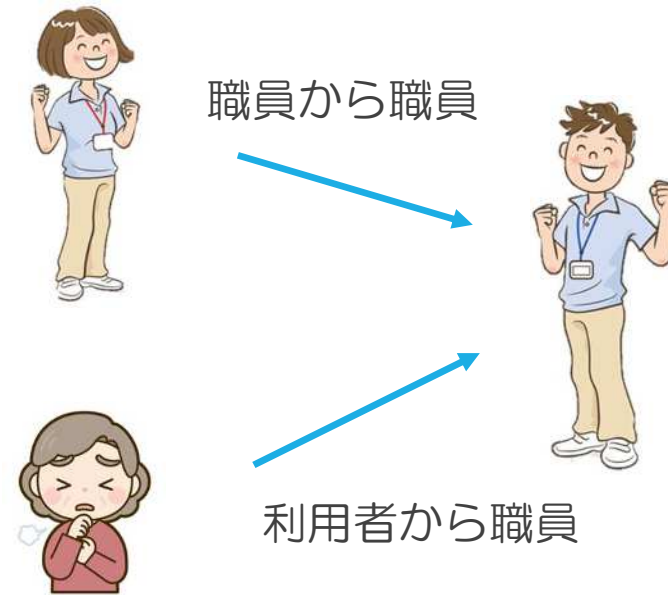


感染予防の種類

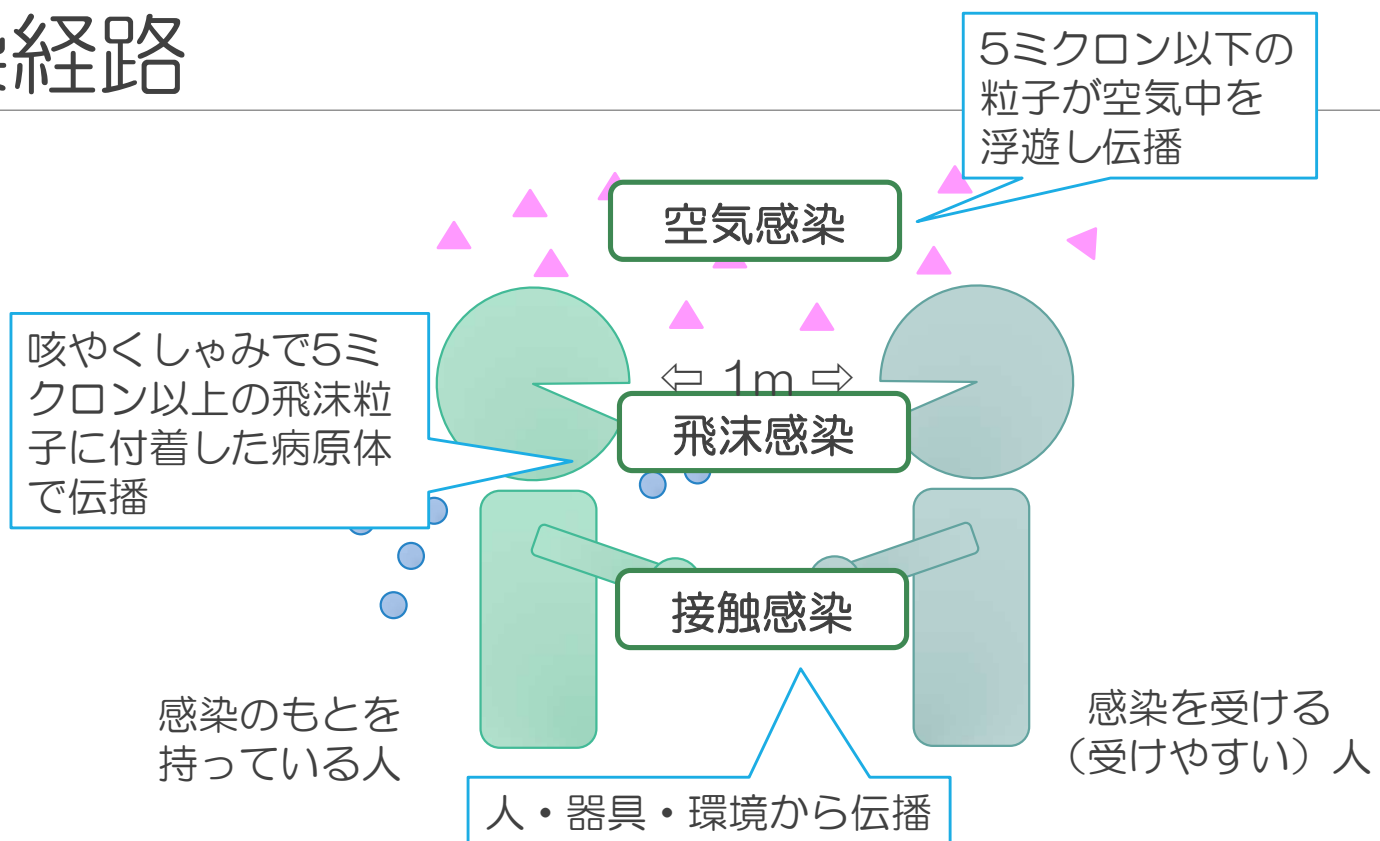
□ 感染させない



□ 感染しない



感染経路

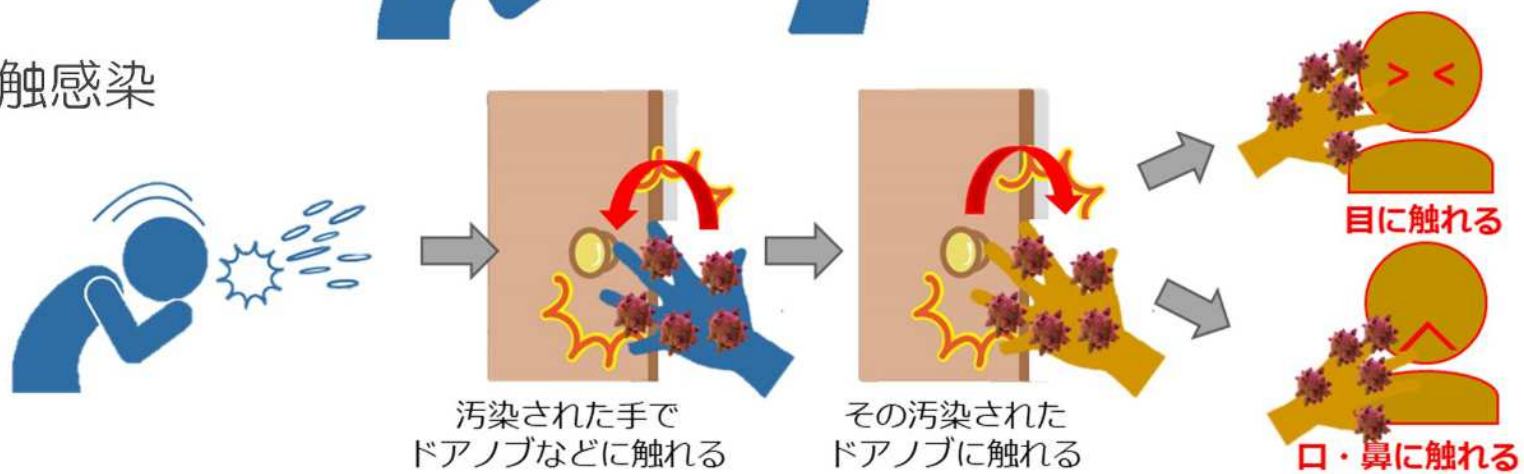


感染経路

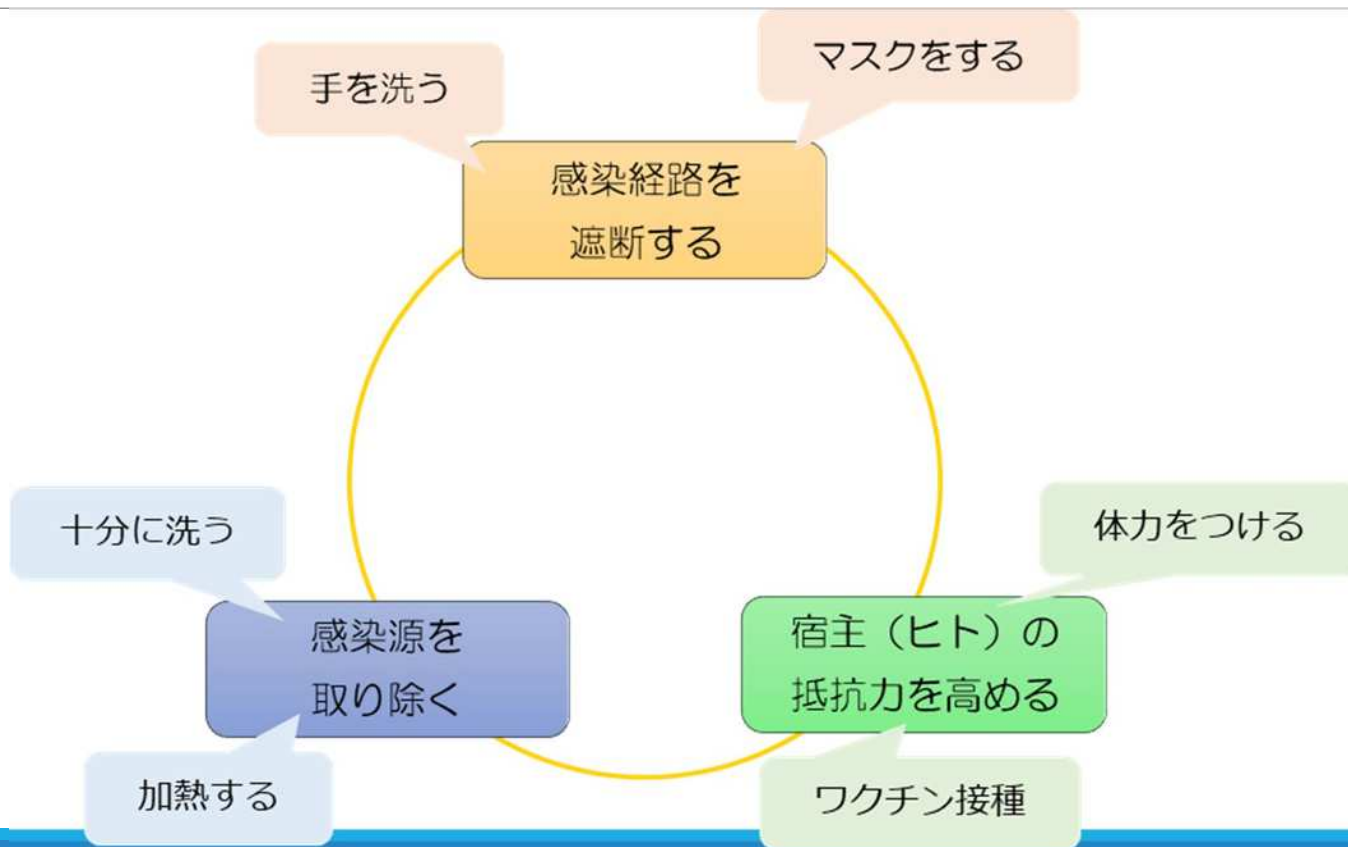
□ 飛沫感染

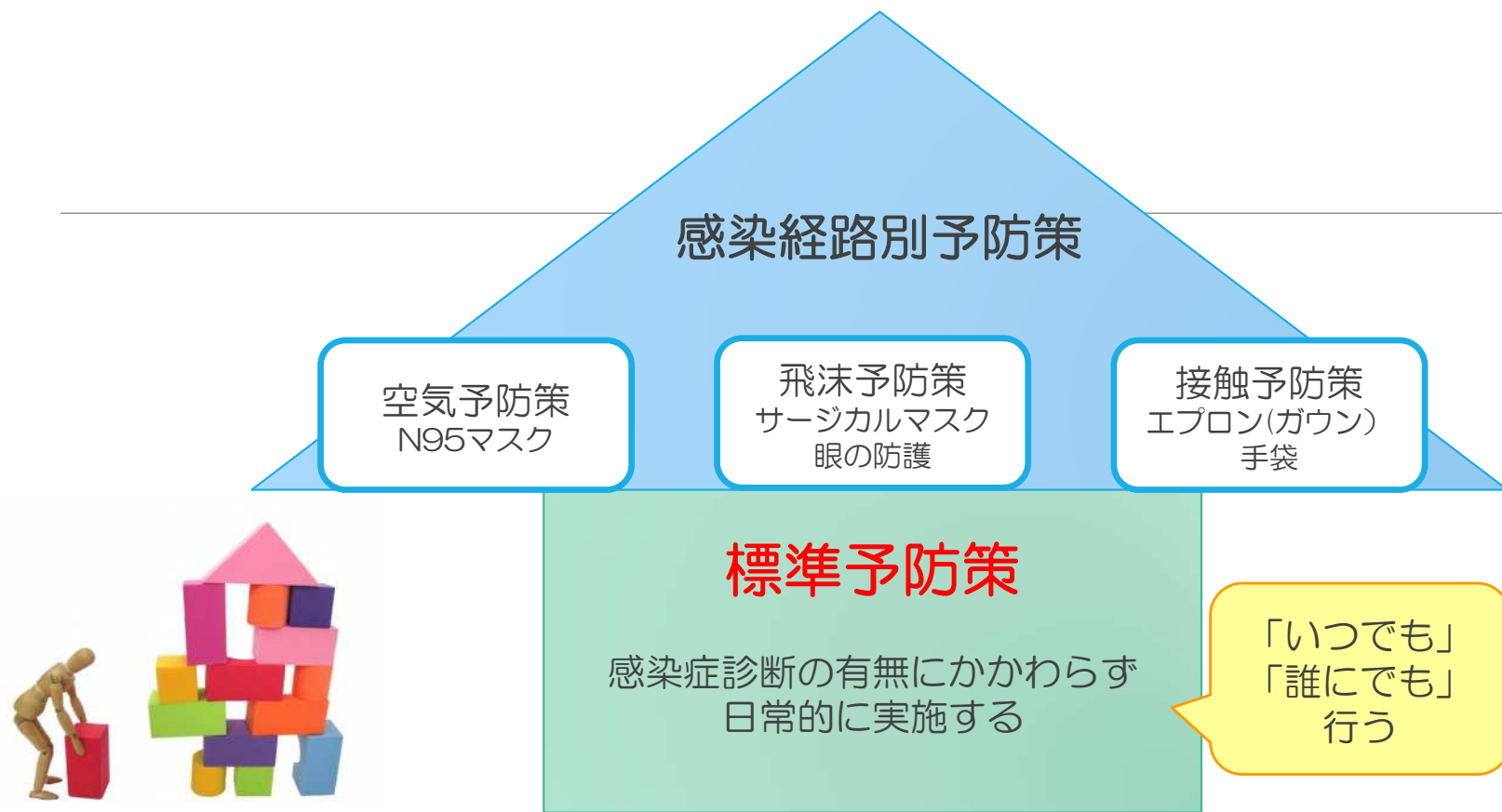


□ 接触感染



感染予防の原則






「診断がされている患者」または「感染症の**疑い**がある患者」に対して、
標準予防策に**加えて**感染経路別予防策を実施する

感染対策の基本：標準予防策

血液・体液（尿・痰・便など）

粘膜・損傷した皮膚には

「病原微生物」がいる！と考えて、
それを伝播させないようにする対策のこと



感染症である、なしに関係なく
全てのヒトに行うべき感染対策

標準予防策の実際

1996年

手指衛生

个人防护具の使用

患者配置

使用済み器材の取扱い

環境の維持管理

労働者の安全

リネン類の取扱い

2007年

患者を防護することに
焦点→手技を追加

呼吸器衛生
咳エチケット

安全な注射手技

腰椎穿刺における
感染制御手技

標準予防策の実際

項目	施設に当てはめた場合の一例
手指衛生	ケアする前後で手洗いあるいは擦式消毒剤を使用する
個人防護具の使用	汚染の可能性のある部分に合わせ手袋などを装着する
患者配置	感染症が疑われる利用者はなるべく個室配置
環境の維持管理	ベッド柵など周囲の清掃やトイレなどの清掃
使用済み器材の取扱い	体温計や血圧計を適切に管理する
労働者の安全	ケガなど出血があれば手袋などを装着してケアをする
リネン類の取扱い	体液などの汚染があった場合は個別に洗濯
呼吸器衛生／咳エチケット	咳を認める場合はマスクを着用する 飛沫などが手に付着した可能性があれば手洗いをする
安全な注射手技	—
腰椎穿刺における感染制御手技	—

標準予防策①手指衛生



これはなんでしょう？

ばい菌にまみれた手。
もしかしたら、皆さんの手も？





菌は手を介してうつります。きちんと手洗いをしましょう

手指衛生の方法と選択



手洗い
(石けんと流水)

- 目に見える手指の汚染がある
- 便や嘔吐物処理をした後

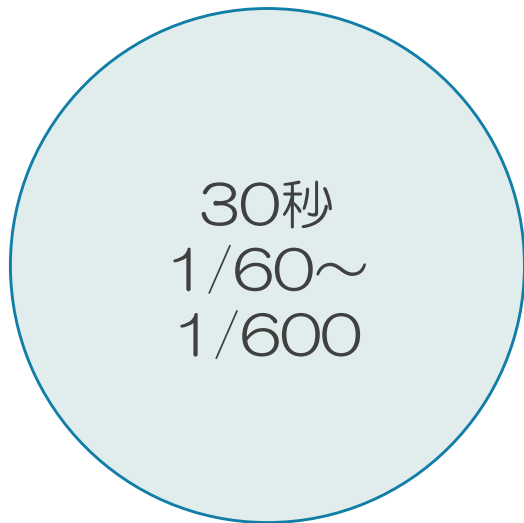


手指消毒
(擦式アルコール消毒薬)

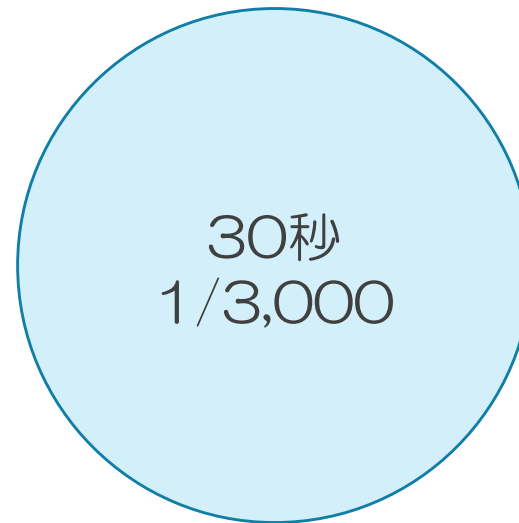
- 目に見える手指の汚染がない

効果の違い

普通の石鹸と流水



アルコールによる消毒



アルコール製剤の方が、**5倍以上**も除菌効果が高い！
但し、アルコールが効かない細菌やウイルスもある

アルコール消毒薬による手指衛生の手順



十分な量（1～2
プッシュ）手に取る



両手の指先と爪を
こする



手掌をこすり合わせる



両手の甲と指間を
こする




親指を握ってこする

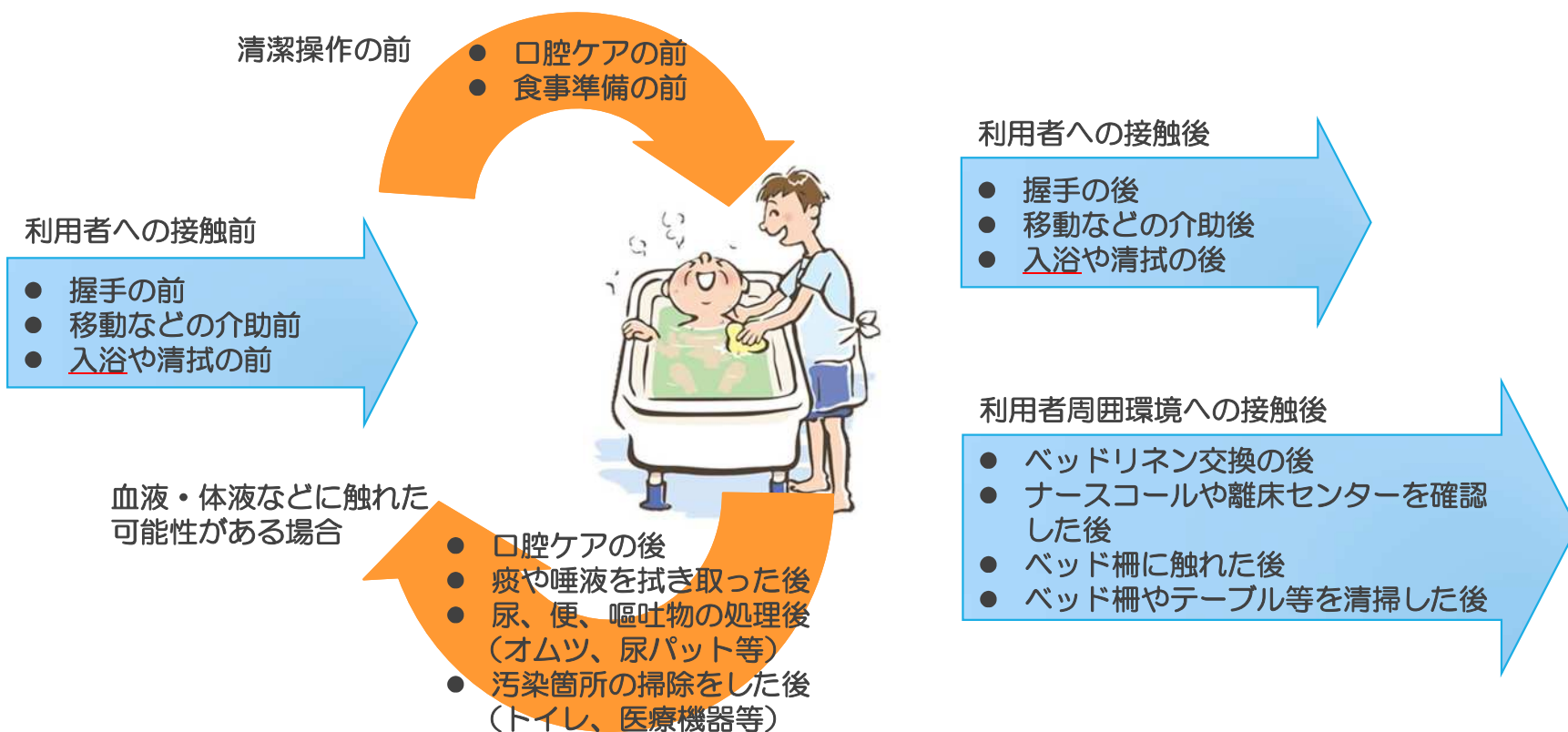


手首も忘れずに
こする

アルコール消毒薬による手指衛生

- 1回量は、メーカー推奨量を使用する
(最低でも乾燥に15秒以上かかる量)
 - 乾燥するまで「よく」**擦り込む**
 - まず、両手の指先と爪をこする
- 

手指衛生のタイミング



標準予防策②個人防護具の適切な使用



個人防護具 (personal protective equipment : PPE)

手袋
マスク
ガウン or エプロン、
フェイスシールド or ゴーグル
キャップ
シューズカバー など





なぜ、いま、
个人防护具（手袋）を
付けていますか？



まだ、つけたばかりで
きれいです

外すのを忘れていました

えっ……

個人防護具を着用する目的

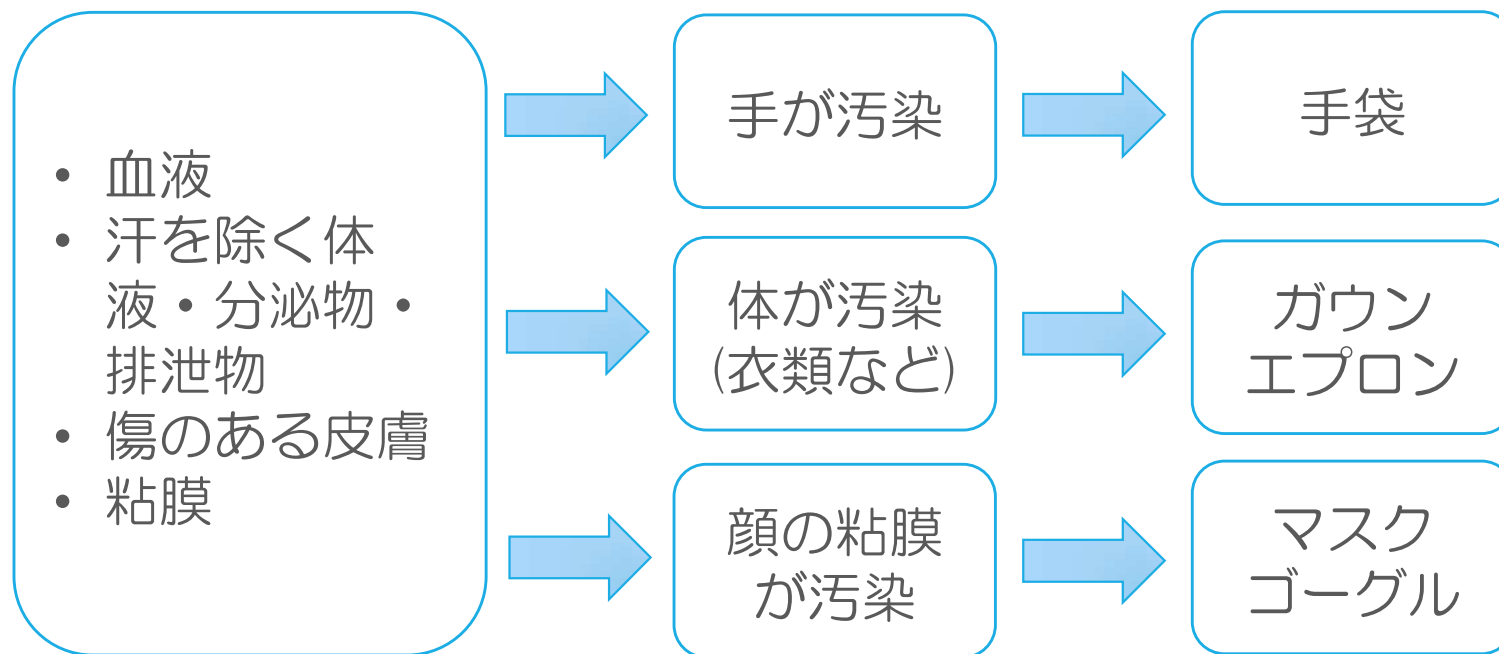
- 感染から守るための道具
- 病原体を伝播させないための道具
- 血液、体液、分泌物などに直接触れないように、選択して使用する

個人防護具着用時の注意

- 処置・ケア直前に、手指衛生を行い、着用する
- 複数の個人防護具を着用する場合、手袋を最後に着用し、最初に脱ぐ
- 周辺環境を汚染しないように使用する
 - 着用したまま環境に触れない
 - 個人防護具は、その場で外す
- 個人防護具を外したら、すぐに廃棄する
- 個人防護具を外したら、すぐに手指衛生を行う

個人防護具の使用

□ 血液・体液などとの接触が予測される直前に着用する



個人防護具の着脱手順

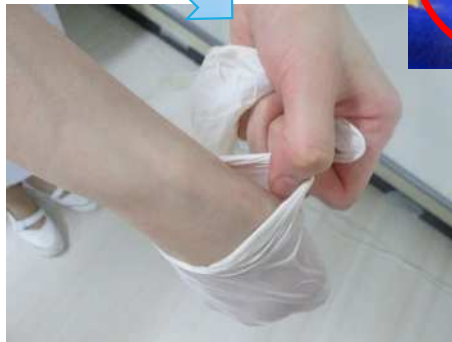
□ 着る順番



□ 脱ぐ順番



手袋着用前になぜ手指衛生が必要？



手袋の着脱方法



手指衛生を行った
利き手で、箱から
1枚手袋を取り出す



反対の手で手首の
部分を持ち、親指
の位置を確認する



どこにも触れない
ように注意して、
利き手に装着する



箱の中身に触れない
ように、もう1枚の
手袋を取り出す



手首の部分を持ち、
親指の位置を確認
して、同様に装着
する

処置が終了したら、
その場で外す

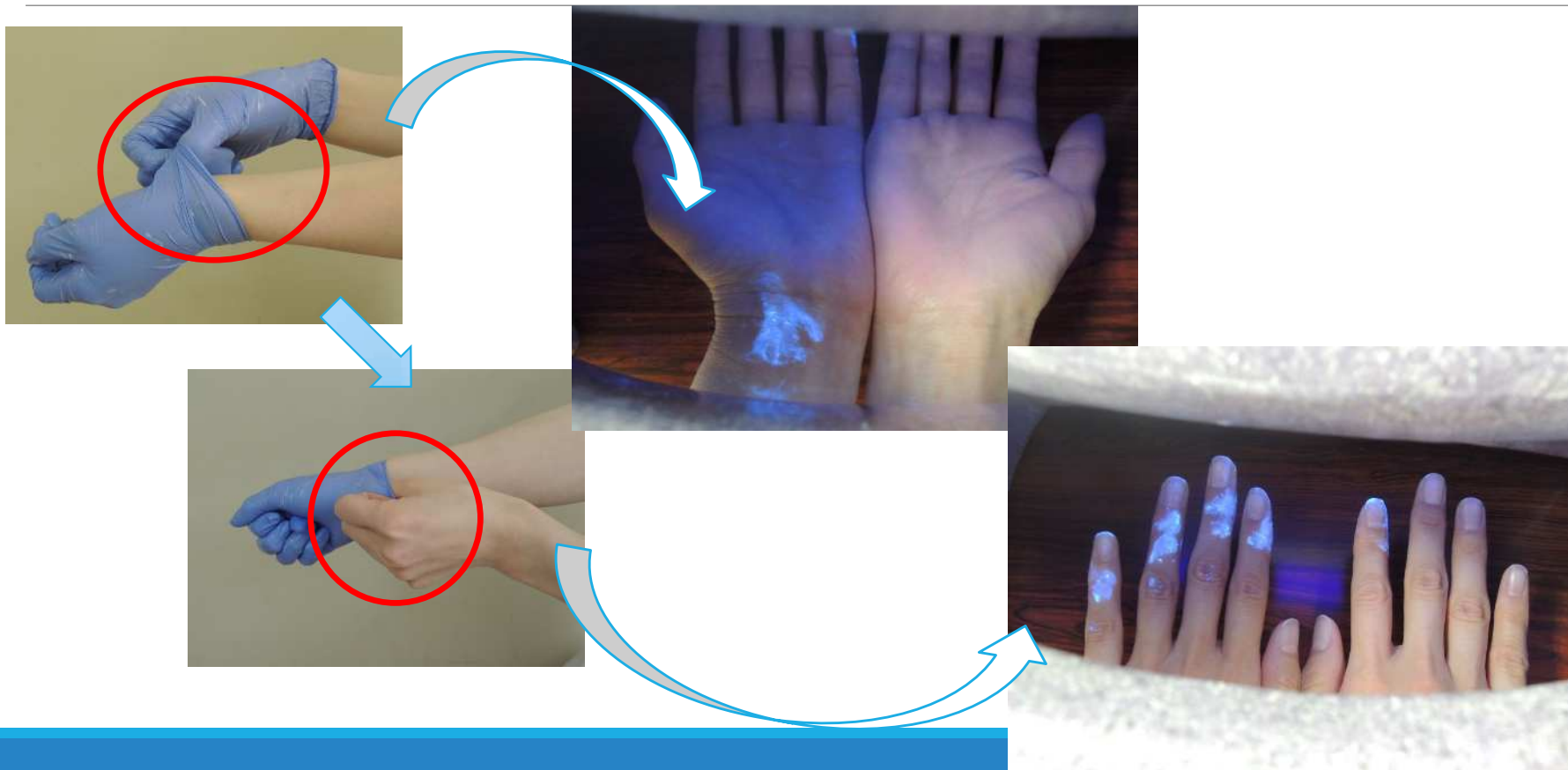


利き手で反対側
の手袋の**外側・
手首部分**を持つ

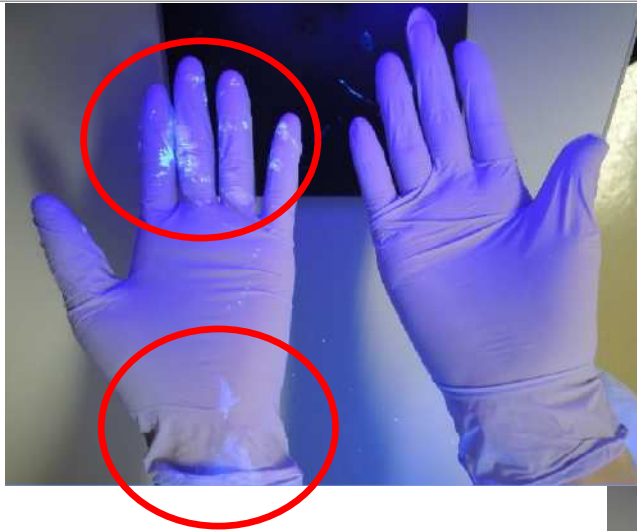


脱いだ手袋を丸めて握り、
手首の**外側に触れない**
ように、内側に指を差し
入れて、脱ぐ

手袋を外した後は手指衛生



二重手袋は、2枚とも交換する



エプロンの着脱方法



首の部分を
引っ張って切る



上半身部分を前に倒す
(腰ひもの位置で折れる)



左右の裾を内側
から持つ



裾を持ち上げて**汚染面を
中に折り込む**ように下から
たたむ



腰ひもを切る

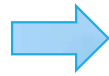


折り込んだ汚染面に
触れないようにたたみ、
腰ひもを巻き付けて
まとめる

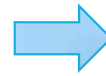
ガウンの着脱方法



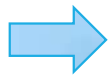
頸の部分を
引っ張って切る



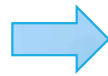
上半身部分を
前に垂らす



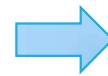
手を袖の中にひく



両腕部分と前胸部
汚染面をまとめて丸める



汚染面に触れないように
丸めて、前に引っ張って、
腰ひもを切る



汚染面に触れないように
腰ひもをまとめて廃棄

N95マスク

- 自分の顔にフィットしたマスクを使用する
- 鼻やあごの周囲の空気漏れに注意する
- 日々のチェック（ユーザーシールチェック）、定期的なチェック（フィットテスト）を行う

N95マスクと顔の密着性を確認する。手を当てて息を吸ったり吐いたりして隙間がないかチェックする。



毎回必ず行いましょう。

実施のタイミング
「採用時」
「N95マスク変更時」
「体重の増減など顔貌が変わった時」

定性フィットテスト



定性フィットテストは、味のあるエアロゾルをフード内で噴霧し、N95マスクを着用した状態で味を感じれば、漏れが生じていることが明らかになるテストです。

定量フィットテスト



定量フィットテストは、N95マスクの外側と内側の粒子の割合を測定し、漏れ率を定量的に示すテストです。

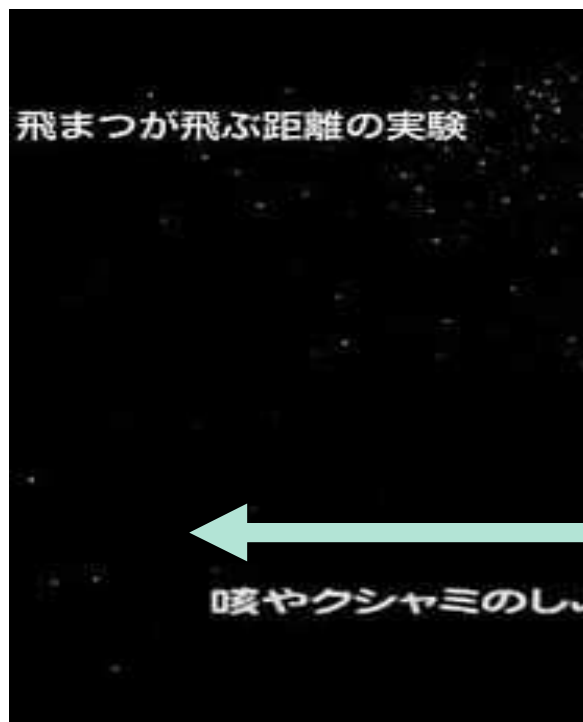
標準予防策③ 呼吸器衛生／咳エチケット



マスクを着用する目的

- 自分と他者の鼻や口の粘膜を守る
- 咳やくしゃみをしている人からの感染性分泌物（痰、しぶき）などが飛び散ることを防ぐ

マスクの効果



マスクはどうやって外していますか？



装着



表面に触れて
マスクをずらす



表面に触れて
また戻す…





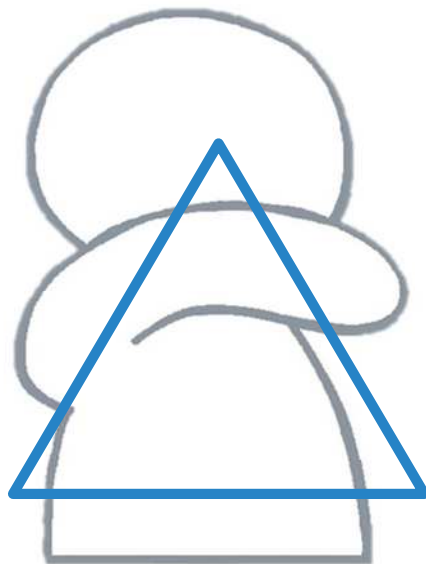
何もしない



手で抑える

咳やくしゃみをするときに、手のひらで口を覆わない

とっさの時



袖で覆う

マスクがない時



ティッシュ、ハンカチを使う

この後、必ず**手指衛生**！！

通常対応時（診療・ケアなど）

着ける 手指衛生 → ガウン → マスク → (キャップ)

入室前に再確認！！
ゴーグルの着用

ゴーグル → 手袋



外す 手袋 → ガウン → 手指衛生 → 退室後

↑ (手指衛生)

ゴーグル → (キャップ) → マスク → 手指衛生

※退室後のゴーグルの清拭については、掲示物を参照

エアロゾル*発生・患者マスク未着用時 挿管患者のケア時には、N95型微粒子レスピレータを着用する

※気管挿管・抜管、用手換気、NPPV装着、吸引、ネブライザー療法 など

着ける 手指衛生 → ガウン → N95型微粒子レスピレータ → マスク → キャップ → **ゴーグル** → 手袋

外す 手袋 → ガウン → 手指衛生 → 退室後

↑ (手指衛生)

ゴーグル → キャップ → マスク → N95型微粒子レスピレータ

↓ 手指衛生

※手指衛生が必須となっていないタイミングでも、着用中に環境・顔などに触れる、外す時に汚染面に触れた際は、その都度、手指衛生を追加する。

※个人防护具の外し方として、本来は、手袋を外した直後に手指衛生を実施する。しかし、サムフック型ガウンを着用時は、明らかに汚染面に触れていなければ省略してよい。

●病室内では**手袋・ガウンのみ**外す

手袋 → 手指衛生 → ガウン → 手指衛生 →

病室
退室



頸の部分を左右に引っ張り、
切る



手を袖の中にひく



両腕部分と前胸部汚染面を
まとめて丸める



汚染面にふれないように
丸めて、前に引っ張り、
腰ひもを切る



腰ひもをまとめて、小さくし、
廃棄物容器からガウンが
はみ出さないように、廃棄する

●ゴーグル、マスクは廊下に出してから外す

個人防護具はどこで外す？

- 標準予防策
→ その場
- 空気感染予防策（N95マスク）
→ 居室を出た後
- 飛沫感染予防策（マスク、ゴーグル）
→ 居室を出た後
- 接触感染予防策（エプロン・ガウン、手袋）
→ 居室を出る前

演習：
アルコール手指消毒薬による
手指衛生と個人防護具の着脱

